

住宅宿泊事業活用の考え方について

中野区における住宅宿泊事業活用の考え方について、次の通り報告する。

1. 中野区における住宅宿泊事業への対応

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、中野区においても同法の下での住宅宿泊事業が開始されることになる。

区では、住宅宿泊事業の実施による地域活性化と良好な住環境の両立を図るため、同法第18条に基づく条例を制定して区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間の制限を行うとともに、今後インバウンドの増加による宿泊の需要を受け止め、区内への経済効果を増やしていくための区内資源の一つとして、住宅宿泊事業を活用した地域活性化を図っていく。

2. 中野区における住宅宿泊事業を活用した地域活性化の考え方

区は、国際化施策やグローバル都市戦略の実現に向け、既存の旅行代理店や宿泊仲介事業者等の観光に関わる事業者（以下「観光事業者等」という。）、区内で住宅宿泊事業者を含む宿泊事業者（以下「民泊事業者等」という。）が行う、中野区内での様々な体験と組み合わせた宿泊事業の展開を支援していく。

（1）観光事業者等との協定締結

ここ数年の「コト消費」を目的とした観光客の増加に対応し、中野区におけるコト消費型のインバウンド事業を構築するため、区と観光事業者等との間で協定を結び、具体的な事業展開への協力関係を築くとともに、協定に基づいたインバウンド事業等の展開を図るなど、効果的な観光事業を展開するための体制整備を行っていく

（2）体験型観光の誘導

区は、区内の体験型コンテンツを観光資源として位置づけ、今後再整備される「哲学堂公園」を初めとした区内の観光資源、着物、茶の湯な

ど日本の伝統文化の体験、日本の季節の伝統行事（初詣、ひな祭り、花見、盆踊りなど）等を組み合わせた区内まちなかめぐりのコンテンツの情報提供を行う。

また、観光事業者等が区内での様々な体験を組み合わせることで、観光客に提供することで、区内観光による回遊を喚起するための仕組みを構築する。

（活用事業の例示）

- ・民泊事業者等や観光事業者等による、区内での宿泊と伝統文化体験などをセットにした商品の開発・販売。及びそれらのPR事業。

（3） 里・まち連携事業の活用

区が観光事業者等と連携先自治体の調整などを行うことで、既存の「なかの里・まち連携事業」を活用し、観光事業者等が連携先自治体での旅行者の温泉体験、農・漁業体験や冬の雪体験など、里・まち連携自治体との交流事業を活用した体験型観光を構築・販売していくための連携体制整備を行う。

（活用事業の例示）

- ・中野区内の民泊に宿泊した旅行者に対して、民泊事業者等や観光事業者等が、里・まち連携先の自治体への観光を販売もしくはあっせんする。

（4） 国際交流事業

区は、中野区国際交流協会、区内で活動する国際交流に関する団体等、区内宿泊者と地元商店街等の地域が連携して交流事業等を行うための、連絡調整の場を設置する。

また、家主居住型の住宅宿泊施設などに「(仮称) なかのまちなか観光案内所」としての機能を持たせ、パンフレットやポスターの掲示など情報の発信や、外国語による道案内などに活用していくため、区として民泊事業者等に対して協力を求めることなどについて検討する。協力を得られた民泊事業者等については、その民泊事業者等が「(仮称) なかのまちなか観光案内所」であることを分かりやすく掲示する方法についても検討する。

（活用事業の例示）

- ・従来のイベント、体験事業等との宿泊事業の連携（チャンプルーフェスタ、東北復興大祭典、まちあるきイベント など）
- ・商店街との連携（成人祝賀餅つき大会、商品の多言語対応、ハラル食対応店の案内 等）
- ・自治会、町内会との連携（地域の祭り、盆踊り大会 等）
- ・中野区国際交流協会や教育施設等との連携による交流体験（中野区国際

交流協会ボランティアや留学生による観光ガイド 等)

3. 宿泊事業者への支援

(1) 住宅宿泊事業者等への啓発

住宅宿泊事業は、平成 30 年度から始まる新制度であることから、区として民泊事業者等のレベルアップを図り、優良な民泊等を提供していくため、住宅宿泊事業者を対象とした講習会等の事業を実施していく。

(2) 既存事業の活用

区は、民間事業者等が、民泊等を活用したビジネスモデルの構築、宿泊設備等の整備のための支援を行う。

(活用の例示)

中野区で実施しているビジネスプランコンテストなどを活用し、民泊を活用したビジネスモデルの構築支援、産業経済融資の対象とすることなどについて検討していく。

(3) 関係者間の情報交換及び連携体制の構築

区は、観光事業者等や中野区商店街連合会、区内飲食店、鉄道事業者、伝統文化に関わる団体、区内の大学、及び民泊事業者等が情報交換や連携体制構築を促進するための体制を整備することで、区内における観光事業の交流を図っていく。

4. 今後のスケジュール (予定)

3月15日 住宅宿泊事業者の届出受付開始

6月15日 住宅宿泊事業法の施行 (住宅宿泊事業の開始)

「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の施行
改正旅館業法の施行

7月以降 観光事業者等との協定締結